

質問No.	質問の箇所	質問の箇所	質問	回答
1	実施要領 P.4	8 提出書類(1)のうち、提出書類の送付について	書類の送付方法は郵送でしょうか。郵送の場合は念のため送付先を伺いたいです。また郵送でない場合についてもご教示ください。	郵送もしくは持参により期日までにご提出をお願いします。 なお、本市に期日までに到達のない場合、参加資格を満たしませんので、書留での送付を推奨いたします。
2	仕様書 P.2	3.業務内容・区分①(1)地域産品の魅力発信支援(PR資産の提供)の高度業務について	魅力的な高品質動画・記事の制作について、制作物の公開先および具体的な制作本数は決定していますか。	本市ふるさと産品特設サイトやSNS等、関連する多くの媒体での公開を想定していますが詳細は未定です。 契約締結後の協議を想定しています。
3	仕様書 P.2	3.業務内容・区分①(1)地域産品の魅力発信支援(PR資産の提供)のうち、データに基づいたインフルエンサー選定と連動した各キャンペーン及び効果測定について	具体的なKPIには何を想定していますか。	ブランドリフト、クリックなど、実施するキャンペーンの性質に合致した数値の向上などを想定しています。そのため、KPIも含めた提案をお願いします。  ただし、個別具体的なKPIについては、契約締結後に都度協議を行うことを想定しています。
4	仕様書 P.2	3.業務内容・区分①(3)観光・定住促進のターゲットアプローチのうち、高度業務と簡易業務について	それぞれ「本市公式Instagramアカウントの日常的な投稿素材の撮影・編集、投稿」と、同様の内容が記載されていますが、こちらは高度業務・簡易業務それぞれで連動しているという認識でよいでしょうか。また、全体戦略設計とキャンペーン企画は、キャンペーン企画の具体的内容の設計から受託者領域であるとの認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	仕様書 P.4	5.プロジェクト管理及び使用ツール(必須要件)におけるツールについて	現在、backlog以外は使用されていない認識であっておりますでしょうか。また、新規でツールを使用する場合は、利用料金を見積書に含める認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、連絡・コミュニケーションツールとしては、現契約事業者のツールを使用させていただいております。
6	4. 別紙 令和7年度の取り組み例(抜粋)	令和7年度の取り組み例について	公開できる範囲で構いませんので、実績や成果など、共有いただけるものはありますでしょうか。	現在お示している内容に基づき企画提案をお願いします。

7	課題と目指すべき姿及び想定予算 P.3	2.業務区分ごとの課題とアプローチ(詳細要件)・区分①(1)地域産品・観光資源のPR資産化のうち、オンラインでの発信について	今回の業務で起用するインフルエンサーの投稿素材を二次利用できるようにする認識です。ありますか？	お見込みのとおりです。業務で起用した限りにおけるインフルエンサーの肖像権やインフルエンサーの制作した創作物に関する一切の権利を本市に帰属させることが理想だと考えています。ただし、事業費のバランスなどの関係で期間や発信媒体を区切った方が事業効果が高いという判断であれば、二次利用条件を提案してください。
8	【該当資料】実施要領 P.3	5 参加資格 (5)業務実績要件および8 提出書類(1)第1段階:参加資格確認申請書類 3.業務実績書(様式 3)	①申込者ではなくグループ会社(委託会社)の実績でも問題ないでしょうか。 ②国または地方公共団体等とのことですが、一般企業様との契約でも良いでしょうか。 ③地方公共団体を契約主体として実施したキャッシュレス決済を活用した利用促進施策(デジタル施策)について確認させてください。 当該施策では、「戦略設計、施策設計、告知・プロモーション、運営、効果検証」までを一貫して実施しています。こうした実績は、「デジタルマーケティング、シティプロモーション、観光DXやPR等の類似業務」に該当するものとして実績要件の対象になりますでしょうか。	①少なくとも中心的な業務は申込者が実施することとなるため、申込者の実績は必須です。 ②一般企業との契約は想定しておりません。原則、国または地方公共団体との契約を念頭に、それに準ずる契約であれば観光協会等の市との関連が深く、営利を目的としていない団体との契約を同等の契約とみなすことは可能です。 ③形式上は要件の対象となり得ます。
9	【該当資料】実施要領 P.5	8 提出書類(2)第2段階:企画提案書類6. 予定担当者調書(様式 7)	記載担当者はグループ会社(再委託先)担当者を含めた記載で問題ないでしょうか。	仕様書P4の6. 再委託の制限に記載のとおり、再委託は本市が承諾をした場合にのみ可能です。そのため、再委託前提の記載はふさわしくないと考えます。
10	【該当資料】仕様書 P.2	3 業務内容、(別紙)デジタルプロモーションプロモーションに係るアカウント一覧	広告アカウントについて デジタル広告実施時に、ご共有いただいている亀岡市が保有する広告アカウントの管理画面を利用指定が前提でしょうか？代理店などの広告アカウントに連携しての実施でも問題ないでしょうか。	本市アカウントにデータを蓄積する観点等から、市が保有する広告アカウントの活用が前提です。
11	【該当資料】仕様書 P.2	3 業務内容 【区分①】対 市外:地域産品・観光資源のPR 支援 (1)地域産品の魅力発信支援(PR 資産の提供) 高度業務(受託者領域)	インフルエンサーの選定基準について プロモーションテーマによると思いますが京都府/亀岡市、地元根付いた方を想定しているでしょうか？エリア区分関係なくターゲットに対して効率的に接点を作れる方でも問題ないでしょうか。	インフルエンサーの選定基準について、地元根付いた方などあらかじめ定めた制約はありません。都度、実施するプロモーションに即した最適なインフルエンサーを協議の上決定することを想定しています。

12	仕様書P.2	3.業務内容	記者会見の実施及びそのサポートは本件の業務範囲に入りますか。	本来的な業務内容としては想定しておりません。 ただし、本来的な業務に係る経費を事業者様努力により削減したうえで、実施いただく提案は可能です。
13	仕様書P.3	3.業務内容のうち【区分③】対 職員：組織変革と内製化(重点項目)	内製化対象となる業務について、R8年度においては受託者が市職員と連携して業務を行う(手本を見せる)ことになるため、教育カリキュラムだけではなく、その実際の業務工数を含めた見積もりの提出で問題ないか。	お見込みのとおりです。
14	仕様書P.2	3.業務内容	広報誌の制作は本事業に含まれますでしょうか。	12の回答に同じです。 本来的な業務内容としては想定しておりません。 ただし、本来的な業務に係る経費を事業者様努力により削減したうえで、実施いただく提案は可能です。